

◆商店街プレミアム付商品券支援事業（紙の商品券・電子商品券）よくある質問集◆

Q1.「まもなく受付終了」とウェブサイトに掲載しているが、もう受付終了しましたか？

現在多くの商店会様から申請をいただいているため、申請を希望する場合は下記連絡先までご連絡いただき、状況をご確認ください。

【ご連絡先】

経済局市民経済労働部商業振興課

電話：045-671-3488

メールアドレス：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

Q2.いつ受付終了になりますか？

今後の申請状況により異なります。

申請を希望する場合は下記連絡先までお早めにご連絡ください。

【ご連絡先】

経済局市民経済労働部商業振興課

電話：045-671-3488

メールアドレス：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

Q3.申請は何回することができますか？

申請できる回数は1回のみです。

ただし、紙の商品券事業・電子商品券事業を申請した商店会（共同参加した商店会を含む）も、広域電子商品券事業に参加することは可能です。

※電子商品券事業を実施する商店会が広域電子商品券事業にも参加するには、広域電子商品券の実施時期と被らないよう事業を計画していただく必要があります

Q4.商品券を利用できないのはどのような店舗、商品ですか？

（商品券を利用できない店舗等）

- 商品券事業を行う商店会、各区商店街連合会又は市商店街総連合会に加盟していないもの
- 下記に定める商品等のみを取り扱うもの
- 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- 公序良俗に反する営業を行っているもの
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当するもの及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第89条第1号の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されているもの
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいるもの
- 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 市町村民税を滞納しているもの
- その他、商品券の利用店舗として不適切であると市長が認めるもの

※保険医療機関及び保険薬局が利用店舗になる場合の注意点

商品券による支払ではお釣りを出せないため、支払を受ける際には、自己負担の額を超える額面の商品券を受領しないようにしてください。

(商品券を利用できない商品等)

- 出資や債務の支払い
- 国や地方公共団体への支払い（公営競技を含む）
- 有価証券、金券、各種商品券、乗車券、切手、はがき、印紙等の換金性の高いもの
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ
- 現金との換金、金融機関への預入れ
- 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- 商品券の交換又は売買
- 公序良俗に反するもの
- その他、商品券の利用内容として不適切であると市長が認めるもの

Q5. 商店会に所属していない店舗を利用可能店舗にすることはできますか？

商店会に加盟していない店舗を利用可能店舗にすることはできません。未加入店舗がこの機会に商店会へ加入することで、利用可能店舗とすることができます。なお、チラシやウェブサイト等によって、利用者に対して、利用可能店舗を明確に案内してください。

Q6. 電子商品券を実施したいのですが、システムを保有する委託事業者の選定など、どのように進めれば良いでしょうか？

電子商品券事業を請け負える事業者の連絡先等を横浜市ウェブサイトに掲載しますので、事業者へ直接お問合せいただくことで、委託に必要な費用のご相談や電子商品券導入の仕組みをご相談いただけます。

委託先事業者をご自身でお探しいただくことも可能です。

Q7. 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能ですか？

釣銭を出すことはできません。

Q8. プレミアム付商品券を作成するにあたっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

発行者（商店会）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- 1) 発行者の氏名、商号又は名称
- 2) 商品券の金額
- 3) 使用期間 又は 使用期限
- 4) 偽造・不正利用防止対策
- 5) その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は、券面に記載する必要はありませんが、チラシ・利用ガイド・ウェブページ等で利用者案内する必要があります。

- 1) 利用可能店舗一覧
- 2) 電子商品券の場合、未使用残高を知ることができる方法

Q9. 補助金の交付決定後に利用可能店舗が増えた場合、補助上限額も増えるのですか？

補助金額は交付申請時点の利用可能店舗数をもって決定します。

交付決定後に店舗数に変動があった場合でも、補助金額の変更はできません。

Q10. 実績報告書の提出期限に間に合うためには、商品券の利用可能期間をどのように定めればよいですか？

利用可能期間は令和7年5月1日から令和8年1月31日までの間、6か月以内で設定していただく必要があります。また、実績報告書の提出前に、利用可能店舗との換金作業がすべて完了している必要があります。（実績報告書の提出期限は、令和8年2月13日（金）です）

Q11. 換金関係書類とはどのような書類ですか？

商品券の換金関係書類（一覧、明細）は、横浜市ウェブページにて様式を公開します。また、電子商品券実施時は、システムを保有する委託先事業者から取り寄せた換金明細の一覧にて替えることができます。